

独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針
〔平成 24 年 1 月 20 日閣議決定〕【抜粋】

(別紙)各独立行政法人について講ずべき措置

【年金積立金管理運用独立行政法人】

- 固有の根拠法に基づき設立される法人とする。
- 法人の業務は、貴重な国民の財産である年金資産の管理・運用であり、運用による損失は国の負担に直結することから、適切な監督権限を設け、国の関与を強化する。また、このような業務の特性を踏まえ、その業務運営における中立性を確保しつつ、本法人のガバナンスは新たな法人制度に比較し厳格なものとする。
- 具体的な制度の在り方については、例えば、国としての責任が果たせる監督権限の導入、会社法を参考にした監査機能・リスク管理機能等の強化や経営に係る責任の明確化、透明性及び説明責任を確保するための積極的な情報公開、外部の目による徹底した評価の導入等の観点から検討を進める。